

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、佐賀西部土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨届出があった。

令和 4 年 12 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名	住所	住所変更年月日
理事	江里口 秀次	小城市三日月町久米2126番地15	令和 3 年 8 月 24 日